

平成
28年度

中小企業・小規模事業者関係の税制改正

平成28年度の中小企業・小規模事業者関係の主な税制改正は、以下のとおりです。

1. 新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例

- 中小企業が取得する新規の機械装置は、3年間、固定資産税を1/2に軽減する措置を創設。
- 史上初の固定資産税での設備投資減税。赤字中小企業にも大きな効果あり。

2. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

- マイナンバーや消費税複数税率対応で事務負担増が集中する中小企業を支援する為、適用対象者を見直したうえで、適用期限を2年延長する。

3. 中小法人の交際費課税の特例

- 交際費は事業活動に不可欠な経費であり、販売促進手段が限られる中小法人を支援する為、適用期限を2年延長する。

4. 法人実効税率の引下げ

- 平成28年度に29.97%、平成30年度に29.74%まで税率引下げを決定。
- 財源は、経済に悪影響の少ないものに絞って対応。

5. 欠損金の繰戻しによる還付制度の延長

- 欠損金が生じた場合、前年度に支払った法人税の繰戻還付を受けることができる措置。適用期限を2年延長。

6. 保険会社等の異常危険準備金の延長

- 火災等共済組合及び火災共済組合連合会の税制基盤の強化を図り、今後の異常災害に備えるため、異常危険準備金の積立てに係る一定割合の損金算入を認める特例措置について、要件を見直した上で、適用期限を3年延長する。

7. 中小企業基盤整備機構の業務見直し（融資制度の対象拡大）

- 小規模企業共済の加入者に、積み立てた掛金の範囲内で、事業活動に要する資金を貸付けている制度（小規模企業共済契約者貸付制度）について、貸付の対象に農事組合法人を追加し、共済加入者の利便性の向上等を図る。

8. 事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長

- 2以上の金融機関等が出資した再生ファンドによる債権放棄の場合に適用される企業再生税制について、適用期限を3年延長する措置を講ずる。また、本特例の適用要件である添付書類への債権の買取価額の記載を不要とする措置を講ずる。

◎詳しくは、中小企業庁ホームページ等をご確認下さい。